

資料 1

第3回 令和7年度吉田町下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和7年10月2日（木） 13時30分～15時30分

場 所：吉田浄化センター

出 席 者：遠藤誠作会長、本橋綾子副会長、深澤哲委員、田村戸一委員、松浦由美子委員、仲田京司委員

欠 席 者：久保田豊委員、松浦弘幸委員

（事務局） 内田上下水道課長、前田下水道業務統括、成岡下水道工務統括、安本主査、大石主事

議 事：1 開会

2 会長挨拶

3 議題

（1）第2回審議会議事録について

（2）使用料の値上げについて

（3）今後の下水道運営について（要望・意見）

（4）その他

4 その他（質疑・応答など）

5 閉会

配布資料：

資料1 : 説明資料

資料2 : 第2回審議会議事録

資料2 : 第2回審議会議事録修正版

参考資料1 : 推計：吉田町の下水道事業の資金収支構造

参考資料2 : 補助資料

議事 1：開会

事務局より第3回吉田町下水道料金等審議会の開会宣言。また、開催に当たり、本日の欠席委員の報告、配布資料の確認を行った。

議事 2：会長挨拶

遠藤誠作会長より、開会の挨拶。

会長 : 前回までは役場の説明を聞き、それに若干質問して、残った時間で意見交換する形だった。最終的に答申する責任があるため、今回は、説明は最小限にとどめて、自分たちの発言をする場を長く取ってもらい、ぜひいろいろ考えてきたこと、普段考えていることを出していただきたいと思う。
いずれ皆さんの家計に関わる話で、一方で、町の方は町の財政に関わることである。今、物価の高騰や、この町の場合は竜巻などの災害が起きて大変な状況に遭ったので、公共料金の値上げは、敏感な反応を示すと思う。その責任を自覚しながらじっくり議論してみたいと思う。

議事 3

議題（1）第2回審議会議事録について

第2回議事録の内容について、修正箇所について事務局が説明を行った。

会長 : 事務局から説明があったが、修正について意見等あればお願ひしたい。他に意見がないので、議事録は、委員から出た意見を反映した内容に修正するよう事務局にお願いする。公表時期はいつになるか。

事務局 : 第3回審議会が終わり次第、資料と併せて、ホームページで公開する。議事録は発言者の名前を抜いたもので公開する。

議題（2）使用料の値上げについて

本日の説明資料に基づき、委員より説明を行った。

会長 : 議題は使用料の値上げ、今後の下水道運営とその他ということで、三つの柱でいろいろ意見交換していく。その前に今回の議論と関係する資料を委員から作成いただいたので、深澤委員から資料の説明をお願いしたい。

委員 : 総務省が公営企業年鑑というものを出している。公営企業年鑑とは、全国の上水、下水、病院など全ての公営企業法を適用する事業は、決算を総務省に報告する。それを総務省が個別の決算が同じ形で比べられるように標準化したものである。

その中に収入の調達方法や、使用内容の記載がある。下水道事業に関して、

収入は使用料収入、国からの補助金、他方で支出は、管渠、動力費、支払利息などである。

収入側には、事業での収入、工事を行うための借入金、一般会計からの繰入金などもある。それに対する支出側には、工事費、借入金の返還などがある。収入には前払いなどがあるが、資本支出は現金ベースになっている。これに對しては、収入側には、前払い・後払いがあるので修正した。この収入側と支出側を合わせて表示したものが円グラフである。

ここで、収入支出計算書には減価償却費があり、これは例えば建物の工事費が30億で、30年間使えるなら、毎年1億ずつ価値が減るものとし、建設した最初の年に30億計上するのではなく、毎年1億ずつ費用を計上する。

しかし、最初にお金は払う必要があるので、お金の流れは出てこない。そのため、収入からは減価償却費を除いてある。

円グラフの右側の青字が収入、左側の赤字が支出になっている。そのため、半分のところで左右対称に比較が可能になっている。

次に、収入と支出の表を見ると、2020年度の使用料収入は8,200万円、それ以外に国庫補助金が2億3,400万円、企業債が2億6,900万円、一般会計繰出が6億3,500万円で、全体の資金規模が12億4,500万円となる。それに対して、こうして調達したお金をどのように使ってるかというと、維持管理費に要する費用及び支払利息を入れたものを維持管理費として支出している。

次に、施設改良費、借入金の返済が来る。二つの円グラフの上が2020年度、下が2023年度の表であり、両方とも料金改定を行う前のものである。

この部分から分かることは、2020年では使用料収入は全体収入の6.6%で、対する維持管理費は全体支出の22.4%であり、使用料収入では賄えていないということである。

建設改良費の財源は国庫補助金と企業債で、概ね同額になる。

最後になるが、借りたお金の返済資金の財源としては、一般会計からの繰入れで賄っている。一般会計の繰入れが51%に対して、償還すべき起債が36.7%だが、ここの差額は使用料収入と維持管理費及び借金利息の補填に22.4%回っている。下の2023年の数字も同じように見ると、構造は大きく変わっていない。

次に、使用料収入で維持管理費と起債償還額を賄っているかを示すカバー率は11.2%。2020年度の借金残高が51億円で、2023年度の借金残高が46億円。この3年間で5億円減少しているが、このペースで2023年の借金46億

円を返すと 27.6 年。これは、あくまでも試算であり、実際は借り入れのタイミングも異なるので、返済額が多い年も少ない年もある。問題は、起債償還は一般会計からの繰り入れでほぼ全額を賄っていること。

これは吉田町が特有な構造ではなく、他の同じ規模や大きな規模の自治体でもあまり変わらない。カバー率は 2~3 割ぐらいで、残りは一般会計からの繰り入れで賄っている。これが今の公共下水道の現状の姿である。

では、なぜ、こんなことが起きるのか。今まで吉田町の公共下水道で整備してきた工事費の内訳は、管渠費が全体の 3 分の 2、処理場が 3 分の 1 になる。その資金調達は、総事業費 237 億円のうち、半分を借金で賄っている。処理場はダウンサイジングでき、設備の耐用年数（使用可能期間）も短い。運転費用のエネルギー費なども使用率が下がれば、多少減らすことができる。しかし、管渠は一度建設した費用は減らすことはできない。

一方で、吉田町の将来人口は人口問題研究所の人口予測では、2020 年の 2 万 8,900 人が、2050 年には 2 万 4,000 人まで約 17% 減少する推計を出している。この人口減少予測から考えると、一般財源のうちの住民税も減少する。同様に、下水道使用料収入も減少することになる。

この状況の中で、すでに借金してしまった分の返済は一般会計からの約 4 億円の繰入となる。先程述べた 27.6 年との試算（現在の借金返済期間）どおりとはいえない。また、今後も更新工事へ投資をするので、新規借入は続くと予想される。これが吉田町公共下水道の現状である。

繰り返しになるが、これは吉田町に限った課題や事象ではない。下水道は、汚水を処理するだけではなく、環境保全などの重要な役割もある。ただし、一般会計からの繰り入れの 4 億円があれば、例えば道路の整備、学校給食をもう 1 品増やす、横断歩道の整備などに使えたはずである。

この状況を踏まえて下水道事業をどうするのかは、委員の皆さんのが決断する話ではなく、今後、町が考えることである。ただし、料金改定の議論をする上ではこの状況を踏まえて、議論することが正しいやり方だと思う。

令和 4 年度の料金改定審議会では、使用料収入で少なくとも維持管理費を賄えるようにすることを議論した。2023 年の決算に基づくと、使用料収入が 7.2%、維持管理費が 25% なので、あと 3 倍使用料収入を増加させないと維持管理費が賄えないのが現状である。

そのため、単純に何%を上げるのが良いかということではなく、この状況を踏まえた上でこのように審議会では考えたという記録を残すことが良いのかと思う。

ただし、もう一つ考えておくべきことは、この町の3分の2の方は下水道を使っていないこと。一般会計に3分の2は使ってない方の税金が入っている。極端に言うと、少なくとも下水道を使っていない地区の方がこれを知れば、様々な議論も起きると思う。この点も踏まえて議論するのが良いと思う。

だから、委員の皆さんもつらいお仕事を引き受けられているが、これらの認識がないと正しい判断もできない。

国交省も、収入の内訳に一般会計繰入金などを入れて、中身を分からなくしている。それが経費回収率という言い方である。私は、本当に国が悪いと思う。他都市では、総収入だけを見て成り立つてと言つて、人口減少が予測される中、下水道管の整備を広げるなど、かなり無茶をしているところもある。それが下水道全体の問題である。

以上を踏まえて、議論がなされれば良いと思う。

会長 : 今の説明で、なにか質問があれば発言をお願いしたい。

委員 : 今の説明では、維持管理費に対する使用料収入を100%にするためには、料金をまだ2倍、3倍にしないと追付かないということだが、この資料では、直近で経費回収率66%ぐらいになっているが、それとは異なるのか。

会長 : 委員の説明は事実で、国はこの説明どおりだと日本の下水道そのものが非常に悪く見えてしまうため、見えないようにオブラーで包んでいる。使用料の不足分に一般会計から財政支援分を認めているだけである。

国は一般会計から財政支援分の使用範囲を箇条書きにしているだけで、その判断・責任を市町村に委ねている。

だから、経費回収率が66%まで使用料を回収できているから、あともう少し使用料改定を頑張れば、吉田町の下水道は健全になるというのが国の説明となる。前回私も話したのはこの意味である。実態は3倍も使用料を上げないと、維持管理もできない事業を行つており、法人税や皆さんのが納めた税金、都市計画税などの一般会計から繰り入れている。将来、施設の更新費用が必要になった時に、本当に経営できるのかということが、今回の一番のポイント

トである。

分かりやすく言えば、国は、料金で取れないものは一般会計から税金を投入して、帳尻だけ合わせていると言っているだけである。だから、国が示している今の下水道会計というのは非常に無責任で、その年だけ予算が組めればいいぐらいの話である。これを言うと、誤解を与えてしまうが、実際そういうやりくりをしている。

今後 50 年間、今の吉田町の財政状況が続くという前提で成り立っている話なので、例えば災害を受けて打撃を受けた時には、今のように一般会計から出し続けることは無いだろうという話である。そこが料金に関連するので、非常に面倒な話になっている。

委 員 : 今、会長が話した内容を第 1 回目のパワーポイントの資料の 8 ページを使って説明すると、維持管理費に対する収入のうち基準外繰入を使用料収入で賄うようにしましょうということ。
また、私の資料では、維持管理費の中に支払利息を入れているが、借金の利息が占める割合も軽視できない。国交省のペーパーでは、支払利息を入れていないのではと思うが、どうなのか。

会 長 : 国は、支払利息は資本費に入れてしまうのである。

委 員 : 私の資料では、支払利息の分だけ維持管理費が膨らんでいる。ただし、商売されている方は分かってもらえると思うが、借金の元金はともかく、利息は普通の日々のお金で返していると思う。だから、総務省が使っている維持管理費は様々な負担が軽く見えるように作られている。

委 員 : 経費回収率は維持管理費に対して、現在は 66% になっているので、これを 100% まで上げるための、料金改定を今回するかどうかを考えてきた。委員の資料では、維持管理費が 2 億 8,500 万ぐらいかかるので、料金を 2 倍とか、3 倍ぐらいにしないと追いかねないということか。

委 員 : そういうことである。通常の企業で考えたら 3 倍。

委 員 : われわれが考えなくてはいけないのは、経費回収率の 66% を 100% に近づけることを考えれば良いのではないか。

会 長 : 令和 4 年度の審議会での議論は、経費回収率 100% を目指すことで、残ってい

る分を上げればよいのではないかということで、町は諮問してきた。その理由は経営戦略に書いてあるからで、今回は経営戦略の議論をすべきかどうかということを第2回審議会で議論した。それは、逆に経営戦略を了承すると、使用料を上げる議論が成立しなくなる。

今回、例えば3割値上げして、あともう一回3年後に上げれば、吉田町の下水道は万々歳ですかということ。あとひと頑張りすれば、解決する話ではない。

だから、議論としては、このような事業をずっとしていくのかということである。吉田町の住民が、下水道は大事で他の住民サービスを減らしても構わないから、下水道を守ってほしいというのであれば、いくらでも使用料を上げて答申するが、実際そんなことはできない。

今後の更新工事では、当初の建設費の少なくとも倍近くなる。そうすると、仮に250億円を下水道に投資したとすれば、更新工事では500億円事業になる。それに対して、国は補助金を出すのか、出さないのかというのは、はつきりしていない。新設時は応援したが、更新時は使用料を取ってそれを貯めて使ってくださいと。

下水道に一般会計を投入しているので、吉田町の住民は色々な住民サービスを受けられていない。それは、吉田町だけではない。全国似たようなものだが、この深刻さの議論を行っている審議会は非常に少ない。

やはり、このような下水道の金の使い方はやめてほしいと、このような町が設けた審議会があるので、私は言うべきだと思う。これは議会でも議論しなくてはならない。

委員 : 少し視点を変えた意見を。例えば、整備された下水道管を壊すだけでも、費用は必要なので、整備されたものを撤去するのはなかなか簡単ではない。だから、建設した時の借金は返さざるを得ない。しかし、料金はあまり極端には上げられない。

何%上げるかの議論は、この考え方もあることも含めた審議会の仕事だと思う。審議会を通じて、町だとか議員の方にこのような問題があるが、どうしますかということを伝えるのが審議会の役割だと思う。

それは、もちろん利用者としての立場もあるし、町民としての立場もあるし、選挙で選ぶ人の立場もある。これらを踏まえて、議論すれば良いのかなどいうのが私の考えである。

委員 : 基準内的一般会計繰り入れは、本来は良くないのかもしれないが、基準外からも8,000万から9,000万円ぐらい繰り入れている。

基準外をまず解消するために、使用料を3回に分けて33%ずつ上げて経費回収率を100%に持つていけばというところで考えた。

ただ、近年は物価も上がっているので、厳しいかもしれないが、1回目は33%上げて、第2回で33%上げて、3回目も行ってよいのかという議論に注目している。

吉田町の全体の下水事業に5億も6億も投入しているところまでの考えが、第1回審議会から及んでない。そして基準外として一般会計から不公平に下水にお金を投じているということになるべく解決しようというところに、私の考えのスタンスがあるので、会長が話すような下水事業をどうするのかというところではない。

会長 : 今の話は適切だが、一点目の今回の審議で付託されたのは、2回目の改定率33%の議論である。しかし、答申の中の付帯意見に入る部分として、これほど大変な状況をどうするのかということは入れた方が良い。議会などで議論して方向付けしてほしいという、値上げ幅の議論と切り離した提言の部類である。最終的には、吉田町民が選んだ首長と議会の人たちが相談して決める。本筋で決めなければならない改定率の議論と、付帯する議論の二本立てで分けて議論しようという話である。

委員 : 国交省の通知にある経費回収率80%以上、それに近づけるために1回の改定ではできないから、3回に分けて改定が必要であると思う。

また、基準内の一般会計を繰り入れているが、3回に分けて使用料を上げて、基準外繰入をどれほど減らせるかという議論も行う必要があると思う。今回は3回の内の2回目でどの程度上げたらよいのか、また、合併浄化槽の使用料と比べてどの辺のところを落としどころにするのかなと考えて臨んでいる。それともう一つ。やはり会長が言われるように、よく考えたら下水事業をやめた方がよいという思いが、先程の委員の資料を見てもそう思う。だから、方向付けを議論する会議ではないのかもしれないが、これだけの税金が投入されている。今後投入されるということを強調するなら、下水事業はやめて浄化槽に戻すということもある。

現在、下水を利用している世帯数は、分かるのか？それを合併浄化槽に戻して、下水事業をやめると、そちらの方が長期的に見たら、健全な行政になるのではないかかなと思う。

だから、その過渡期の中で、今回は政策的に料金を浄化槽よりも高くしても良いかとも思う。将来的に合併浄化槽に戻すのだからという方向でいくのかなという考えももちろんある。ただし、委員の資料からしても、会長は根本

的に下水事業を廃止の方向に持っていくよう誘導しているような気がしてならない。

会長 : 私はやはり、小規模の下水道は自治体で運営していけるのかという疑問はずっと昔から感じていたので、このような言い方になってしまふ。

私は審議会のまとめ役なので、それを強調し過ぎると誘導するみたいになってしまふ。しかし、吉田町民が考える話なので、外から来てとやかく言う話ではない。ただ、現実には今の委員が言われたたようなことに気付いて、これでほんとに大丈夫なのかという自治体が結構増えてきている。

私も、令和7年4月からまたアドバイザーが始まり、全国北海道から九州まで行っている。だから、下水道事業を続けて本当に大丈夫かということは、みんな懸念しているが、実際やめると言つても、簡単にやめれないところが一番苦しいところである。

また、合併浄化槽に転換するといつても、設置するのに1基当たり100万円ほどかかる。下水道の代わりなので、役場は無料で設置しなければならない。そうすると、戸数でいけば、200億かけて造った下水道を転換するためには、おそらく50億ぐらいかかると思う。それはそれで、また大変な話で、その金もないわけである。

さらに、深刻なのは、吉田町では下水道を使える人は人口の3割しかいない。それ以外の7割は浄化槽を使っていて、それなりのお金を払っている。それは補助も何も関係なく造った時から払っているわけである。その浄化槽利用者の方が「下水道利用者はこれまで大して払ってなかつたのではないか」という意見が出れば、収集がつかなくなってしまう。

そのような議論をしても始まらないが、実は詰めていくとそういう面倒な話が出てくる。これまで私が関わったところでは、どちらかと言うと下水道の方が安く、赤字の下水道の方が安いというのはおかしいのではないか。

少なくとも、合併浄化槽を使っている人が、例えば5,000円を払っていれば、下水道を使っている人からも5,000円をもらって罰は当たらないのではないかという話になる。そうすると、いきなり5,000円になれば大騒ぎになるから、段階的に10年かけてという言い方を町の方は言う。そういう面では、1回目に3分1上げたから、今回も3分の1で答申して終わりですかという話になってしまふ。

ただし、お金のやりくりが大変な事業で、これからも更新していかなければならぬ時に、少なくともこのくらいのことは考えてほしいというのは、意見として答申書に入れる話になると思う。

使用料について、経営戦略に書かれているとおり3分の1上げることで了承

するのか、もう少し考えるべきではないか、というところが今日の議論の一番の核心部分である。

前段がかなり突っ込んだ議論になってしまったが、そこを整理した上で、最後にどういう意見を付けて答申書をまとめるかという議論をした方が良いと思う。

資料の1、2は、1回目と2回目に皆さんが出された議事録から作成したものである。

委員 : 前回、私が経営戦略について議論する場ではないという話をさせていただいたが、先ほど他の委員さんが言われたように、使用料金をどうするのかという場であると思う。

なぜならば、料金についての議論するときには、先立って経営戦略があるべきなので、これを同時に審議するべきではない。ただ、今日どのような議題になるのかが分からなかったので、とりあえず現状と問題点についてまで説明し、その上で料金をどうするのかという議論のために、参考に作ったものである。これを解決してくださいという意図は全くない。

会長 : 恐らく、先ほどの委員の発言は、乖離が大き過ぎるのであると思う。今回3割上げて、あと1回改定すれば、国が言っている基準を満たすのではないか。しかし、私が前回出した資料と、今日委員が出した資料は、8,000万しか収入がないところで、3億近い維持管理費用がかかっている。片方は3割で良いが、もう片方は3倍ぐらい上げないと帳尻が合わなくなる。

一般の人から見ればあまりにも数字が違い過ぎて、どちらが本当なのか。それが逆に、国の制度の巧妙なところである。

財政的に成り立たなくなる話になると、日本の下水道そのものがおかしくなるので、問題がないように見せるために、理由がつく一般会計繰入と、理由がつかない基準外を設定している。だから使用料金で取れない部分は応援していくという一文が入っているおかげで、何でもよくなってしまったのである。

委員 : 先ほどから申しているが、基準外の9000万というのはおかしいのではないかと。不公平があるからといって、それを解消するための話に絞るべきではないかなと思う。これまでの下水事業の莫大なお金がかかっているということに対して、どうあるべきかということについては、戦略的なものがなければならないと思う。

その反面、会長の資料の最後には、下水を存続させるか、存続を諦めて個別処理の合併浄化槽に転換するか決断が迫られていると締めくくってあり、も

う一つは、他市町の事例を挙げている中で、首長も下水道をやめることで財政に財力を残した功績を忘れてはならないと書いてある。

なので会長は、吉田町もそろそろ下水をやめて、浄化槽に戻すべき判断をする状況にあることを言つていて、その方向付けの中で、料金をどうしていくというものを考える必要があるのではないかと思った。

会長 : その資料は、約 1 万人以下の町を対象に書いている。吉田町は 3 万近くいて財政力は豊かである。しかし、これほど耐用年数が長くお金かかるものを、本当にやり続けていいのかということを考えてはどうかという意味合いで作成した。

これも、他の町の事例になるが、とある 6,000 人くらいの町では、使用料の現在の 3 倍ぐらいもらわないと更新もできないと言つたら、地元選出の議員や役員の人たちが 10 人ぐらい集まって、もうそんなことやめてくれということになった。

とりあえず、2.1 倍の値上げになったが、その町も下水道を使える人は、住民の 2 割程度しかおらず、合併浄化槽を使っている人の半分しか料金を払っていなかった。

しかし、このような実態が分かったことで、本気になって考え始め、その町は現在、下水道事業をやめることで動いている。それ以外の他の町でも同様な話はある。

ただし、吉田町の人口規模と財政力を考慮すると、非常に難しい。

委員 : 最近、下水道から合併浄化槽への事業転換の見直しを考えなければならないと思うが、町の考え方はどうなのかと、議員から一般質問が出ていた。設備が老朽化してきており、今まで 200 億円で造った物を更新するとなると、それが今の金額に換算すると 400 億円はかかるのではないか。そうなると、浄化槽に切替える費用ための費用が、1 件 100 万ずつだと考えると、下水道使用者は現在 3,500 件くらいか？

事務局 : 下水道使用者は、世帯で約 3,000 世帯である。

委員 : ということは、下水道を利用している世帯で言うと、3,000 世帯で 1 世帯 100 万としても 30 億になる。30 億であれば、どんどん合併浄化槽に変えて、それと並行で現在の維持管理と同様の費用もかかるが、切替えをやっていったほうが将来良いのではないか。

会 長 : 一般的にはそう考えるが、町の財政ではそうは考えない。下水道は補助金が出るのに、浄化槽は補助金が出ない。全部、役所が出す金がなくなるからという言い方で、拒否してしまう。

吉田町の財政は、どのように考えるか分からぬが、他の自治体では大体はうやむやにしてしまっている。こういう手を出してはならないものに、手を出してしまって、そのツケは自分の予算を使ってしまう。税金で予算を組むときに、その財源を充ててしまい、議会に出せば議会が議決してしまうから。非常に難しいところである。

県内のある町は、日本で一番早く集落排水事業をやめてしまったが、そのときは機能を保証すると言って、予算を確保した。結局、下水道サービスができなくなり、個人ごとに浄化槽を設置してもらうため、補助金をもらい、補助の残り額は全部自前でやっていたが、今まで行っていた下水道サービスは、補償する必要がある中で、町の予算が限られることから、実際は 1 年ではできずに、2 年かけて実施した。

そして、先日埼玉で下水道の事故が起きて、国は同じような事故が起こると困るため、これからは計画的に事業を行ってくださいという通知ばかりを出す。それに全部対応するなら、相当な費用がかかる。それは、結局一般会計から金を出さなければならない。事業を続けるのも大変だし、やめるのも大変だということ。

そのあたりを町長や議会できちんと議論して、どういう方向に持っていくことは、非常に難しいと思う。今、年金生活者が多く様々なお金がかかる。町で行いたいことがあっても、一方で下水道に 5 億も毎年投入している。5 億のお金があれば、様々なことを実施できる。

《休憩》

会 長 : 今まで発言されなかつた方から発言を。

委 員 : どの家庭も物価高などがあり家計も苦しくて、値上げが財布的に厳しいところではあると思うが、下水道利用者の代表として考えてみたときに、同じ町民でも下水と浄化槽に対して使用料金の格差があるということが、問題であるのではと議論を通して思った。

細かい数字についてはなかなか理解が難しいところもあるが、やはり格差をなくすため、下水道料金を上げていかなければいけないと個人的には思う。

委 員 : どの家庭も家計に対して料金がかなり負担にはなっていると思う。今回審議会に出席し、下水道料金が上がったことの意識があったが、なぜ使用料を上げなければならないのかは、今まで全く考えてこなかったため、難しい内容で知識を頭に入れるだけで精一杯だが、これだけ町の財政が厳しいので苦肉の策ではあるが、やはり当初の 10 年見据えての計画通り、料金を 33% で段階的に上げる方向で進めることが、今は必要なことではないかと思う。

委 員 : そもそも段階的に 3 回に分けた使用料を上げることに対する意見を諮問で求められていると思う。3 回目の目標の経費回収率 100% を変えることの内容まで現時点で議論する。それで良いのではないかという意見でおさめれば良いのか。それとも先ほどからずっと議論していた下水道を続けるか、やめるかという話まで意見に含めるのかがあると思うが、それを含めて答申するという方向で行くのか? 会長の考えを聞きたい。

会 長 : 自分が料金を払わない立場なので、なかなか難しいと考えている。下水道を使う立場であれば、それも仕方ないと思う。

委 員 : 数字的なものを挙げて答えを出していくのか。町の経営戦略の経費回収率 80% を受けて、そのまま進めてくれればという話で終わってしまうのということを審議会の中で決めていくのかなと思う。

会 長 : 今回の議論は、最初の計画とおり、3 回に分けて 100% を目指すのか、この物価高の時代に本当に最初に決めた通りにやるのか、もしくは例えば 30% を 2 分の 1 の 15% まで減らし、残りの 15% は次にとりあえず申し送るかくらいの話だと思う。

しかし、皆さん気付いたかどうか分からないが、今回の料金値上げの改定案というのは、他の自治体では大体職員が直営で行っている。吉田町では経営戦略の見直しや使用料改定の検討など、千何百万とかの金をかけている。

値上げの案とか議事録作るところまで外部に頼んでるぐらいであれば、料金など上げる必要がないのではないかという議論になる。

今までの吉田町は金を持っていたので、3 分の 1 ずつ上げる必要があるのかと言えば、国が言ってるので上げなければならないというだけであった。自分たちが下水道をきちんと経営していくために、このくらい皆さんに負担してもらわないと困ると訴えかけるのではなくて、国が通知を出しているから上げないといけないと言っているだけ。そのような意識であれば、当初の予定通り 3 分の 1 ずつ 3 回の話にこだわる必要はないと、私の個人的な考えだ

が、下水道事業を本当にやっていけることを示してくださいと聞きたいぐらいである。

よって答申としては、付帯意見でこのことを書き、本論で料金改定案は、何%値上げすると書く話である。しかし、付帯意見として一言添えておかないと、審議会委員としての住民の声が届かないのではないかと思う。将来のことは分からぬ中で、5年前に検討した内容で3分の1ずつ上げることになっていたという理屈だけで、進めて良いのかなと思う。

委員 : 私は、今回0%にできないが、20%くらい上げて3回目の値上げはないと思っている。

その理由は、浄化槽を使う人より、料金が高くなってしまうからである。私たちは町の要請によって、下水の何十万という接続工事を行った。気付いたら料金はずいぶん上がっており、更に上るのは、一体何だということになる。落としどころとしては現時点では下水と浄化槽の料金が同じくらいになることだと思う。

浄化槽の維持費が2カ月で9,000円、月にすると4,500円というのが示されていた。下水で言うと、モデル世帯4人家族のところの平均が大体4,500円である。別の資料では、吉田町の下水道使用世帯の平均人数2.6人で3000円位。それを見るとまだ1.4倍ぐらい上がってもよいのではとなるが、家族4人の標準モデル世帯と比べたら、浄化槽と下水の料金が現状でイーブンである。なので、これを上げてしまえば、吉田町民の半分以上が値上がりてしまう。それで良いのかを考えると、2.6人という平均を見て根拠はないが2割上げ、これ以上は絶対無理ではないかなと思う。基準外繰入100パーセント減るとは限らないが、この辺りが限界ではないかと思う。

主婦の本音として、値上げは大変だと思う。男性が思う以上に、主婦は今の物価高を大変に思っている。一人暮らしなど色々な人がいる中で、更にここで2割3割値上げというのは大変なことだと思う。

事務局 : 今、委員から話のあった下水道と浄化槽の値段が追いついてるのではないかということについて、本日お配りした参考資料2の5ページに、下水道と浄化槽の値段を記載している。下水道では2.6人を平均的な人数として出している。

浄化槽は一般的に5人槽、7人槽、10人槽という槽のサイズがある。それは家族数ではなく、建物の延べ床面積で決まる。140m²未満であれば5人槽、それより広ければ7人槽になる。浄化槽の5人槽を使用している世帯の平均世帯人数が、大体2.6人くらいと近い数字だったため、同じように2.6人世

帯の金額で比べれば 9,000 円から 6,000 円の開きで、9,000 円のほうを下水道使用料で割ると 4.1 人世帯になる。4.1 人というと、5 人槽では足らずに、7 人槽の大きいサイズを使っている。一見近しいように思えるが、実際にはまだ乖離はある。

委 員 : 料金単価で、資料に吉田町の直近 1 年間の使用料 131 円という棒グラフがあったがもう 1 回 33% 上げると、160 円という資料があった。そうすると、県内の下のほうにいたのが、真ん中より上のほうに来る。さらにもう一度 30% となれば、上から 2 番目あたりまで来ると思う。だから、33% ずつ 3 回とあったが、吉田町の類似団体の市町は県内にないかもしれないが、県内市町で見ると熱海市の次くらいに来てしまう。

この状況に対して住民の理解が得られるのか。財政的なことは分かるが、県内市町との比較で吉田町は一番下の方にいたのが、一気に上から 2 番目になってしまう。

委 員 : 今回の諮問では、使用料の見直しをする必要があることに対するご意見を賜ると書いてある。3 回を 2 回にする、下水をやめるとか、そういう意見が出たということを含めて答えて、あとは当局と議会で考えることだと思う。審議会では、あまり具体的な数字で出さずに、ここまでくらいたいにした方が良い等を答えればと思う。

会 長 : 最終的に事務局でこういう方向だという話になれば、料金体系はどうするかなどとか具体的に議案にするような検討はしなければならない。いくらでこういう料金表にしたらいいのではないのかというところまでは踏み込まない。

委 員 : 基準外繰入れの部分が、一番大変なところだと思う。下水を使う人からすれば料金は上げたくないが、それ以外の人にとっては一般会計からの繰入の部分が両方ある。その部分が一番議論のところだと思う。

会 長 : 政治の話でいえば、料金改定をすること自体はやむを得ない。しかし、上げ幅については、当初の戦略の 3 分の 1 ずつ 3 段階で上げることについては意見があるということになるだろう。

会 長 : 今回 3 分の 1 の満額対応をすること、もしくはどこかで頭を切ってしまうか。また、この後 3 回目の改定を行うのかという意見もある。2 回目の今回改定の実施時期はいつ頃になるのか？

事務局 : 令和 9 年度である。

委 員 : 基準外繰入れが、以前は 8,000 万、9,000 万だったのが、1 回目の 33% の値上げをしたことで、いくらぐらいになったのか。それを 0 にするために、どれほど必要かを逆算して、一つの目安にすることと、国から示された数字でもある経費回収率 80% にするには、今から何% 上げたらどうなるのか。そこまでやれという意味ではないが、ハードルがどの辺になるのかというのを知りたい。

それともう一点は、計画策定業務委託料に 3,000 万を毎年計上しているのをずっと委託するのか。それを下げられれば、経費が減るので経費回収率が上がるのかなと思う。

もう一点は、有収率が現在 90.6% で、ここ 2~3 年は 95% ぐらいまであった。この 5% のお金がもらえてないのか、それとも使途不明な処理のものがあるのか。これを以前のように 5% 上げることによって、収益が値上げが抑えられるのではないか。

入るお金を少しでも多くし、経費はもう少し抑えられるのではないかと思う。人件費は削っては駄目だと思うが。

事務局 : 令和 6 年度決算では、基準外の繰入は約 6,000 万になる。

委 員 : それは元々いくらあったか？

事務局 : 令和 4 年度のときには、委員が言わされたとおり基準外繰入金が 8,000 から 9,000 万となっており、それが料金改定により大体 6,000 万ぐらいまで抑えられた。

また、有収率は未収金ではない。下水道料金は、水道の使用量に伴って料金を回収している。下水処理をした水量には、不明水が発生しており、その分になる。

委 員 : 不明水とは？

事務局 : 下水道を使ってる方には、大変ご迷惑をかけたが、昨年の台風 10 号の台風の影響で、8 月 31 日から 9 月 1 日にかけてトイレが流れにくい、トイレが全然流れないお宅が結構あった。それはマンホールの鉄蓋の穴から本来入ってこない雨水が大量に入ってきたことで、下水道管がいっぱいになり溢れてしま

ったからである。そのように、去年は結構雨にやられて、不明水が多かったため去年の有収率はだいぶ悪くなつた。

会長 : もうそろそろ時間になるが、何か意見等あればお願ひしたいと思う。

委員 : 他の委員が言われるとおり、いくらにすればどのぐらいの数字になるのかなどのシミュレーションだけは、町で行うのは大変だろうから、委託先に行つていただきたいと思う。

事務局 : シミュレーションについて、前回、80%でどれぐらいになるかという話があつたので、そこのシミュレーションだけは行つてある。

令和9年度時点で経費回収率を80%にする場合の改定率は、令和4年度の使用料の比率で約30%となる。その場合、一般会計の基準外繰入れは1,800万程度となる計算である。

委員 : 6,000万が1,800万に減るのか。

会長 : 逆に減るということは、それだけみんなからもらうということである。この議論の続きを2カ月後に行えば、話が散漫になつてしまつて、1カ月程度後に行い、その内容を整理したほうが良いと感じるがいかがか。ここまで意見が出れば、あとはどちらにするのかという議論だけではないだろうか。11月後半くらいにこの議論を行い、基本的なところは整理してしまうという形でいかがか。

委員 : 改定率の話？

会長 : そのとおりである。今回の議論の一番の焦点が改定率です。せっかくここで議論が出たので、あとはどう集約するかという形だと思う。

委員 : 上げないという意見もあるだろうし、10%か20%か30%か、それ以上かということもあり得るだろう。ただし、その根拠を、ということは、多少考えないといけないだろうが。

委員 : 先程、他の委員が言われたように、基準外繰入れをあと2回の値上げをしたときに0にするためには今回上げるとしたら何%で、そのときはいくらになるかということを一つの考え方として調べてもらい、また、10%上げるとしたら

いくらになって、それは基準外収入がこのぐらいになるだとか、いくつかパターンがあるので、そういう形で具体的にお願いしておいたほうが良いと思う。

ただしそれ以外に、下水道事業全体についてこういうことがあり、私たちの主張としては、こうだよというところの追加の文章があれば、議会としては判断がしやすい気がする。その文章がないと、審議会のお墨付きだと勝手なこと言われる気がする。

さらに、国交省から交付金の新しいものが出てるから、計画を復活して作ろうなどといった、無謀なことをやることはやめた方が良いということは押さえた方が良い気がする。

委員：余談だが、町議会議員が国交省の使用料単価 150 円/m³ や、経費回収率 80% などが記載されている文書について、どう考えるかといったことを一般質問している。

また、別の議員が、浄化槽に切替えた方が良いのではないかと事業転換について、当局がどう考えているのかという質問もあった。

当局がどのように答弁したかまでは、分からぬが、資料を見たらそういうものがあった。だから、議員も関心を持っていると思う。

会長：だから、議員が審議しやすいような答申書を書いて、答えだけではなくその過程の話も入れる必要がある。

ちょうど 2 時間になったので、ここで締めてよいか？

先ほど話題にしたように、次回はできれば 11 月ぐらいには議論してまとめたいと思っている。

これで、本日の議事を終了する。

議事 5：閉会

事務局：次回、審議会について、11 月中に開催することになったが、日程については決まり次第改めて連絡する。
第 3 回審議会の終了挨拶。

以上